

湘南学園後援会慶弔規定

(目的)

第1条 この規定は湘南学園後援会における慶弔金等、また式への参列に関し定めるものである。

(慶事)

第2条 慶事の祝金の支給・式への参列は行わないものとする。

(弔事)

第3条

一 弔慰金の適用範囲については、以下とする。

- (1) 現職の教職員
- (2) 後援会役員会が認めたもの

二 弔慰金は10000円とする。ただし、金額の増減、供花の有無について必要があれば役員会で協議する。

三 弔事の式への参列者は、後援会の代表者として後援会会長またはその代理人とする。また、参列者の交通費に関しては、請求された場合は実費を支給する。

(変更)

第4条 この規定の変更は後援会役員会にて行う。

(附則)

この規定は2024年4月より施行する。